

議案第 31 号

市村清記念メディカルコミュニティセンター条例の制定について

市村清記念メディカルコミュニティセンター条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 8 日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、公民連携による町民の健康増進に資する取り組みを推進し、町民が生活習慣に対する意識を高めて健康の維持増進を図るとともに、広域的な交流の促進及びにぎわいを創出するため、市村清記念メディカルコミュニティセンターを設置することに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定により条例を制定する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

市村清記念メディカルコミュニティセンター条例

(設置)

第1条 公民連携による町民の健康増進に資する取組を推進し、町民が生活習慣に対する意識を高めて健康の維持増進を図るとともに、広域的な交流の促進及びにぎわいを創出するため、市村清記念メディカルコミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 市村清記念メディカルコミュニティセンター
- (2) 位置 みやき町大字白壁1074番地3

(施設)

第3条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 多目的スペース
- (2) 畳スペース
- (3) 屋外交流スペース
- (4) シアタールーム
- (5) スタジオ
- (6) プレゼンテーションルーム
- (7) 駐車場（販売スペース）
- (8) テナント

(開館時間及び使用時間)

第4条 センターの開館時間は午前8時30分から午後10時までとする。

- 2 駐車場及びテナントを除く施設の使用時間は午前9時から午後10時までとする。
- 3 町長は、必要があると認めるときは、前2項に規定する時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、12月31日から1月3日までの日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、センターを臨時に休館し、又は開館することができる。

(使用の許可)

第6条 施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、テナントを使用しようとする者は、公民連携による町民の健康増進に資する取組を推進するメディカルコミュニティみやきプロジェクトへの参画事業者であることを要する。

- 2 前項の許可を受けた事項を変更しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

3 町長は、必要があると認めるときは、前2項の許可について、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターを毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 災害その他の事故等により、センターを使用することができなくなったとき。
- (4) センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、その他集团的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になる行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (6) その他町長がその使用が適当でないと認めるとき。

(取りやめの届出)

第8条 第6条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設等の使用を取りやめようとするときは、町長にその旨を届け出なければならない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表第1又は別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 附属設備の使用料は、別表第3に掲げる額の範囲内において規則で定める。

(使用料の減免)

第10条 町長は、公用又は公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に支払われた使用料は、還付しない。ただし、町長は、あらかじめ別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

第12条 使用者は、テナント以外の施設を使用するに当たり、特別の設備をし、又は特別の器具等を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 公用又は管理上のため、町長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止されたことによ

り損害が生じても、これらに対する補償は行わない。

(入場の制限)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入場を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、その他動物等を携行する者
- (2) 許可を受けないで、物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者
- (3) 管理上の必要な指示に従わない者

(立入検査)

第15条 使用者は、職員が職務執行のため、使用中の施設に立ち入ることを拒むことができない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第16条 使用者は、許可された目的以外の目的に施設等を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第17条 使用者は、その使用を終了したとき、使用の許可を取り消され、若しくは停止されたとき、又は使用を中止したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第18条 センターの建物又は施設等を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月26日から施行する。

(準備行為)

- 2 センターを使用させるために必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、これを行うことができる。

別表第1 (第9条関係)

施設使用料

使用時間 区 分	午 前 午前9時～午後0 時	午 後 午後1時～午後5 時	夜 間 午後6時～午後10 時
-------------	----------------------	----------------------	-----------------------

多目的スペース(1)	3,300円	4,400円	4,400円
多目的スペース(2)	1,800円	2,400円	2,400円
畳スペース	900円	1,200円	1,200円
屋外交流スペース	3,300円	4,400円	4,400円
シアタールーム	900円	1,200円	1,200円
スタジオ	1,500円	2,000円	2,000円
プレゼンテーションルーム	2,400円	3,200円	3,200円
駐車場(1区画)	300円	400円	400円

備考

- 1 施設使用料には、許可に係る行政財産の使用により生ずる電気料金等を含むものとする。
- 2 表に定める使用時間の区分以外の時間に使用する場合の使用料の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 午後0時から午後1時までの使用 午後の欄に定める使用料の額（備考1の規定が適用される場合はその額）の4分の1に相当する額
 - (2) 午後5時から午後6時までの使用 夜間の欄に定める使用料の額（備考1の規定が適用される場合はその額）の4分の1に相当する額

別表第2（第9条関係）

テナント使用料

区 分	単 位	使用料
テナント	1平方メートル当たり年額	24,916円

備考

- 1 テナント使用料には、許可に係る行政財産の使用により生ずる電気料金、水道料金及びガス料金その他当該行政財産の維持管理に要する経費は含まないものとする。
- 2 使用料の額を計算した場合において、その算定合計額に100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数の額は、四捨五入し100円単位とする。

別表第3（第9条関係）

附属設備使用料

区 分	使用料
音響設備	4,000円以内の範囲において規則で定める額
一般備品	1,000円以内の範囲において規則で定める額